

津軽藩における凶作飢饉

——天明の飢饉を中心として——

松尾 捷一

封建社会においては、当時の学者の言うように

「農は國の本」という農本主義思想がなくゆきわたり、それ故「百姓は國の御宝」であつたし、社会における身分も武士につぐものとされていた。併し、それは単なる形式にすぎず、実際には本多正信の「本佐録」に及びれる「百姓は賊の余りぬように、不足なきように治ること道なり」との言葉からも判る様に百姓は食糧を提供する機械、道具であり、人格を認められず武士階級の搾取りの対象にすぎなかつた。

津軽藩においても農本主義がとられたことは言

うまでもないが、本藩はその位置が本州の最北端にあるため、天候に恵まれず、東北特有の東風が吹き夏期に必過をもたらしつので稲作にとつて大き

な障害となつた。

この特殊性が如実に現れ、人々に深い印象を残したのが凶作であり、それに伴う飢饉である。

この様な飢饉に遭遇し、農民、また藩当局がどのようにこの危機に対処したか

現在なお農業依存の強い本県にあつて、凶作飢饉の問題は十分に興味あるものと言えよう。

一 凶作時における天候について

先ず津軽の四大飢饉と言われる元禄、宝暦、天明、天保の天候をみておこう。

元禄の場合には、「津軽飢饉記」「永禄日記」によれば、天候不順で雪消えが遅れ、種籾を水にひたすこと、田打、種蒔等農耕が遅れ、その上、

稲の刈花、結実期の大風雨により凶作となつたのである。

宝曆の場合の天候を「津輕藩日記」の同五年について調べて見ると、耕作に關係ある三月から十月までに、

くもりの日 四三・一%

陰晴の日 一〇・七%

晴の日 一一・五%

快晴の日 三四・三%

となつており、しかもくもりの日には必ず雨が降り、快晴の日にも四月から六月までの間には風や霜がともなつていたのである。この様な悪天候の爲、田地の作物は被害をうけ、この年幕府に出した報告によると、

「御國田地損亡ニ付御書書付之等

一高四萬六千石之内損毛左之通

三萬四千貳百八拾石之餘

内 田三萬貳千五百五拾石餘

畑方貳千三百三拾石餘

外ニ新田

一高拾九萬六千三百五拾三石五斗貳分之内損毛左之通

拾六萬千三百三拾石餘」(津輕藩日記)

とあり、凡そ七割以上が損毛している。

天明の場合には同二年より天候が異状であり、

「春中より御國元不順季夏中雨降續き六月十七

日十八日三十日洪水七月十八日十九日風雨洪水

其後大風打つべき霰降縮虫付ニ相成……(下略

)(津輕藩日記)

という状態であつたが、次いで翌三年も

「春先より夏に至るまで東風吹續きけるが七月

十一日屋根の上の霜は雪の如くにありしかは木

となく草となく葉枯て百穀不熟に相成ける……(中略)……八月十二日より風雨冷涼十三日晝過迄

暴風雨稲並穀物類大に損毛十五日霜降新田左々

並海辺田地は降霜山辺五穀損害夥敷」(東北古

今飢饉誌中佐藤家記)

という状態であつた。

天保年間においては、天保三年より同十年に到

る八年間のうち、天保五年の豊作を除き、七年間

は全て凶作であつたのであり飢饉も長期にわたつたため、領民の困窮は甚だしいものがあつた。今、最も被害の大きかつた同四年の天候をみると

「立春吉祥の其日は東風運りに吹荒み三月上旬の節句に至れども積雪消せず農家にて雪舟を用ひたり……(中略)……連日の東風煽々吹き暮り六月土用に入りても密垂霙々として天候續々晴天白日を見る事殆ど稀なり……(中略)……(七月十七日)凶りざり至厚霜を降らし出穂の首傾きたり往来老若々を見るもの涕泣充滿をり中輪暁稲出穂の節には天又曇りて更に暑氣を覚えず稀にはハッ過ぎ頃より雲少しく綻ひて日光を見る事あるのみ五日乃至六日計にして原簿の降霜あるが故……(下略)……(天保凶荒録抄)」

とあり、その悪天候の程を知りうる。

以上元禄、宝暦、天明、天保とその凶作時における天候を及てきたが、このような天候不順が本藩における凶作の主要原因であつた。封建時代にあつては、幕藩制がこれ、中央にある幕府を中心として、各藩は、それぞれ他国との連絡もなく一

個の独立国であるかの如き存在であり、又、藩の財政をささえていたのは農業であり、米を中心とする自給自足の自然経済であつたため、一度藩内の依頼が悪く、凶作ともなれば、た方まちにして飢饉が発生することになるのであり、その惨状は筆舌に尽しがたきものとなつたのである。その惨状、藩の対策について天明の飢饉をとりあけて述べてゆくことにする。

二、天明の飢饉

(一) その原因

天明の飢饉が天候の下順によつて発生したことは前述の通りであるが、この天災に加えるに、人災とも言うべき今一つの原因があるのである。即ち一部為政者が、その營をえなかつたという藩の人材についての欠陥である。

第一に御用人樋口抹三郎が家老森岡主膳と友人であることを利用して、自己の利益を、はからんとし、領、木綿その他の諸品を領内で製造するならば相当の利益を得るだろうとすゝめ、その資金

として金三千兩を拜借し、その仕事にとりかかったが、一般に普及せず失敗に終り、経費填となつた。

筈二には樋口と扇後山日彦兵衛、大谷津七郎は藩主の江戸詰に御供し、江戸に住むうちに遊興酒食の爲、七十兩余御手許金を使い込み、その補助の爲森岡主膳に通謀し、安栖な藩米を大坂江戸に廻送売却して利益を分けようとす、青森港より石船五十艘、藤ヶ浜より五十艘十萬石より二十萬石まで輸送せんと計画し、御用商人に金を貸し在米を買集めさせ輸送したのである。

又、悪天候が続き、前鐘が予想されて一人々が懸き立てたにもかかわりず、大谷津七郎は藩國の状況を藩主に隠し、その爲に、領民に対する救済が行われなかつたといふ事柄もあつた。

樋口泳三郎については、「樋口御許由書」によると、

「天明元年八月十六日御役被召致府門被仰付しとあり、森岡主膳について、

「森岡主膳義兵々結城被仰付重座も被仰付置録

處常々貧令名近年別て奸曲に相導其上去年大凶依天災と乍申取扱方も可有之處無其儀人民疲勞數万の死亡ニ至候義全く寺用の取扱回家の大事をも不辨段不届至極被思召候……(下略) (佐藤家記)

とあり、家老脈を冤せられているのであり、西人の悪政を知り得る。

又、御米については、天明二年、

「此年在々諸上納錢不殘米上納被仰付」(天明凶歳日記)

「翌前表に而は和徳町山本四郎左衛門米穀買受被仰付其上御家中米引受津出御印等も被下同人一人自由に相勘候」(同書)

とあり、領内の米を集めて津出したことがわかる、又凶作のはびかりした天明三年にも、

「上々様御置廿米大坂廻二十万依餘江戸御廻米二十万様前後四十万依録にて元来寅年悪作に而出石無之上に諸上納方不殘米上納ニ相成……(下略) (天明凶歳日記)

とあり、大量の米を津出し、領内の米不足が生

じることになるのである。

以上天明の飢饉は凶依と一部の為政者の失政によつて発生したと云えるのであり、勿論樋口弥三郎によつて行われた策士と詳細な研究なしには一概に云えないであらうが、結果的にみれば凶依という状況と合致したことにより、政策的に大きな影響をもつたのであり、災張り飢饉の一因と考えらるべきであらう。

(二) 農民騒動

本藩において、百姓の不穏な状態は早くから発生していたようであり、藩では積極的にこれを抑えていた。

明和八年五月廿二日、徒党強訴についての觸れを出し、近頃百姓達が強訴することが多くなつたことを述べ、厳しく取締る方針をとつたのである。

「可願儀ハ其村々村役人を以支配之役所ニ相願可申儀若村役人人心得之節一候は百姓惣代一兩人ニ而可願出處近年百姓共大勢申合領主惣願塵敷門前工相詰致強訴候類多有之……(中略)……愚昧之ものとも全心得違候而之仕事致是迄ハ重き

御仕置ニも不申付候……(中略)……召捕於奉行所

ニ吟味之上理非之懸差別頭取之者ハ重御仕置ニ申付其余之百姓共モ縦門訴ニ不加候とも一同各可申付候……(下略)……(註) (要記秘鑑)

又、その後安永十年八月廿四日にも幕府からの禁令を傳達し、

「理非ニ不及沙汰急度仕置申付候様可被心得候(註) (要記秘鑑)」

とあり、嚴罰をもつて処する態度を示しているのである。これにより、百姓の騒動は天明以前にも、分散的、小規模ながらも発生していたと思われ、これが漸次組織的、大規模なものとなつて、天明の飢饉を契機として、支配層に反抗し、自己の生命を維持せんとする騒動となつて、曠所に発生したのである。

(1) 青森騒動

青森騒動発生前、凶依により領内の米が払底し、在米はしだいに高値となり、売米は殆どなくなつてしまつた。その為町の米持に米を出させようとしたが、行届かず、遂には街廻船をとりやめ、米

を払下けてくれるようにとの願いが出されるに至つたのである。

この事状は、青森町奉行と戸長蔵、川越与左衛門よりの報告により知られる。即ち

「青森町飯料買下付之儀、段々在米高値罷成先頃より在尺売米無御座當町米持台之者、後免議申付差出せ申候得て行届兼惣町之者、昨今御座船出帆差留被仰付被下置度旨一統罷出願申出候」(津輕藩日記)

とある。この様な状態に対し、藩では

「十二月下旬に至り、壹ヶ月、貳千俵宛買下被仰付被下置候得て行届兼其段々々々、衆宛願之通被仰付都合三千俵町飯米買下被仰付……(下略)」(津輕藩日記)

と、天明二年十二月以来三千俵の米を払下けたのであるが、この米も翌年五月頃迄に消費されてしまひ、又、

「當年時候不定去月に至り在々売米私底ニ罷成り適々売米持台之者御座候而、在方売米調慮差留申候申ニ而、被下成兼次第ニ米値段引上り飯米

調兼……(下略)」(津輕藩日記)

という状態になつてしまつたのである。

藩としても、七月になると、救助を願い出ても、如何とも延置し難い程、ゆきづまり、何の対策も行ふことが出来なかつたのである。

「人別帳之表三百貳拾壹人御見分之上御救被仰付被下置度旨奉願候、御沙汰難成旨被仰付其旨申付置候」(津輕藩日記)

藩財政の困窮は、前述した様に、凶作が予想され、領内の米不足がはつきりしていたにもかゝり、大量の米を津出したことに原因があるのであり、騒動の原因となつてゐる。又、この根本的な失敗に加ふるに、儲をえなかつた対策の一つとして米留のことがある。これは前述の史料からも知られるが、青森の売米、飯米の不足を生じた原因である。

「古発端去依不熟ニ付所々米留被差置町中飯料買下付相成兼……(以下略)」(津輕藩日記)

とあり、又、騒動後青森町民より差出された願上書の中にも、米留の撤廃が要求されている。

「從弘前青森迄所々之米留御座候而者当所は勿論近在自少々の売米又は兩在自駄下之節甚不審敷義共御座候向乍恐石米留御引取奉願候」(青森市沿革史)

とある。これは凶作の爲、何處でも米不足である爲、青森へ米を送つては、その後その村で餓死する者が生じるのを防ぐ意圖をもつて、各地で自治させんとしたのであるが、その結果、米の流通がふさがり、青森飯米が乏しく、遂には騒動に及ぶのである。

天明三年七月十日夜、浜町権十郎火元にて、大町、米町、越前町、坂方町、町奉行、善知鳥神社まで類焼した大火の後、町々困窮するようになり、騒々しくなつたが、同月十九日

「町々何れも相談之事御座候由に而毘沙門に寄台談訪にも寄合御座候」(青森市沿革史)とあり、何事か相談されたが、

「翌日之朝五ツ時自惣町大家小家に至迄杉畑に寄合名主会所萬屋或兵衛所江凡人數七八百人押寄せ米直綴春直袋之通壹匁に付壹升四合之願出

に御座候濱町湊会所江是も人數千餘人押寄御廻米沖留願申上候」(青森市沿革史)とあり、この陳情の最中に、

「五ツ羊頭寺町嶋屋長兵衛方自白米持人走候」(青森市沿革史)

という隠米を他へ運ぶさまを、暴徒の一人が目撃するに及び、これが直接の動機となつて、群衆の激怒を呼びおこし、打ちこわしの拳に到らせたのである。

今、暴徒により破壊された家を見ると、

「嶋屋長兵衛 近江屋平左衛門 村林平次郎
瀧屋傳七 吉田三郎治 辻甚兵衛 村田太郎兵衛
升屋忠兵衛 瀧屋善右衛門 奥野屋庄石衛門」

(津輕藩日記)

の十軒にも及んでいるのであり、全て豪家と云われる者達で、これらの歳より八九千俵餘の米を持つ出し、ようやく暴徒は杉畑へひきとりはじめたのである。^{註。}

暴徒に対する他の豪家の態度は、炊出を行い、酒屋では酒をのませたりして、又、

「其日之中新町松屋木左衛門殿自町名主渡右
衛門様一町内へ木家借家一統に錢一匁宛御手等
御屋候」(青森市沿革史)

と援助を与えることにより、難をのがれているの
である。この騒動も二十一日早朝。

「願之通米壹升四合に被仰付候願之前何成共被
仰付候」(青森市沿革史)

と触れが出され、一応の結着を見、同日又、
杉畑に寄合を廻り願出の趣きを相談し、翌二十二
日次の様な願を出している。

「米一ヶ年分当御町中飯料御貯被下置候様尚又
御廻船積入米品御引揚御蔵米都合御貯置御町中
御被下置候様奉願候

一従私討青森迄所々之米留御座候向々恐米留御
引取奉願候(下略)

一四ヶ年以前子年佐藤傳藏殿不時御暇被下置惣
町中敷敷奉存罪在候依之恐多奉存候得共古来
之通而人に而被相勤候様被仰付被下置度奉願
候

一当所御往來御止宿之御役人様方御膳料を恐被

下置度奉願上候(下略)

一此後名主会所引取先年之通被仰付被下置度奉
願上候……(下略)

一家屋敷売買先年之通二十歩一出錢被仰付被下
置度奉願上候……(下略)

一目明御止め被下置度奉願候……(下略)」
(青森市沿革史)

この願書の内容には、飢饉の際に、自分達の食料
を確保せんとするものだけでなく、目明廃止、役
人往來の止宿の件など、支配層に対する不満があ
らわれている点が注意されるべきである。

これらの願いが、どの程度聞き入れられたのか。
青森町奉行よりの内意に依れば、貯飯料の件につ
いては、

「来る壹ヶ年分青森町飯料貯置被下置度申立甚
尤得違に而候上々様に而青森町飯料御貯被仰付
候はば九浦一統石之通可相成……(下略)」
(青森市沿革史)

とあり、青森町にのみ特別な扱いは出来難いとし
て許可にならなかつたのである。

又、名主会所、町年寄の件についても許可にならなかつた。^{註9}

米値段については願いの通り一斗四合としたのであり、

「此度同所江御小納戸米千俵御掃被仰付候……」

中路……壹俵三拾目直段被仰付」(津輕藩日記)

と千俵の米をとりあえず、大体その直段によって掃下けたのであるが、これも一時的なものであり、その後、

「壹文目に付壹斗四合小売仕と四拾目直段ニ相

叶不申不足拾壹文目餘之類ハ惣町許償ニ被仰付

(以下略)」(津輕藩日記)

とあるように、一俵四拾目とし、不足分はその町において償わせることにしたのである。

その為、青森では

「右之直段ニ申付候故米持合之町は損分不少其

上町中重立之者自米錢差出させ補助申付候」(

青森市沿革史)

と町の重立の者に補助させている。

廻米差留の件については、その船が

「又及山田彦兵衛様御了簡にて出帆被致候……」(下略)」(天明凶荒録)

とあるように、すでに港を出てしまつたのであるが、

「八月三日九ツ時頃弘前表自飛脚を以て御廻船

沖留被仰付候」(青森市沿革史)

「右之船壹艘南部辺迄走候處澳師船ニ艘差迎遣れ候得共船中得心無く船度不申候其儀固候自又只壹艘御組之内罷越右之次第申前せ斯及引戻申候」(同書)

候」(同書)

とあることから、出帆したものを呼びもとそうとし、その結果、漸く一艘の及びきもどすことが出来たことを知るのである。

次にこの騒動の鎮圧にあたっては、弘前より役人がつかわれてきている。

「津輕藩日記」によると、

「大組物頭 山本三郎左衛門

而目付之間壹人

大組方カ 八木澤市八

黒藤忠太

大組奮闘三人

同並足輕三拾人 鉄炮三拾挺

諸手物頭

田中宗右衛門

佐々木孫兵衛

面目付之間置人

諸手警固六人

同並足輕四拾人 鉄炮四拾挺

郡奉行

工藤忠次 下役壹人

勘定奉行

笹角之丞 下役壹人

御目付

小山内安左衛門

寄合

織田藤十郎

外崎平左衛門

右之通被仰付候

し

とあり、総人数九十三人、鉄炮七十挺も派遣している
るのであり、藩が如何にこの騒動を重視して
いたかが判るのである。更に、藩では

「大組物頭持参之鉄炮玉蒸今拾枚宛御増置礎ニ

付三拾枚宛持参候様申遣之」(津輕藩日記)

「玉蒸等ハ丈夫に用立可有之候不足ニも御見得

候ハハ早速申越次第相下ケ候様」(右同書)

との命令を出し、この騒動の鎮圧には、大分力を
入れているのである。

藩のこのような嚴重な態度は、凶作飢饉という非
常時であり、生活が困窮し、人心おだやかならぬ
様子であった為、他村にも及ぶことを警戒し、早
期に解決せんとしたためであるうと思われる。

この人数就装により、七月二十八日首謀者の逮捕
を行い、その結果、四十人の者を捕充^ます。その日の
うちに、私前に引き上げていく。青森騒動は、か
くの如くにして鎮圧されたのであるが、天明に於
ける騒動は、これだけにとどまらず、これ以後隨
所で発生している。

(2) 左須木連騒動

青森騒動の後、先ず発生したのが、左須木連騒
動であり、

「来廿六日申合之儀御座候而市袋へ寄合候間各
番四時頃迄惣百姓中相揃候様に若右寄合之場へ
不出村所有之候はば後日の難義たるべし」(天

明凶賊日記)

との行文がまわり、各村々より五人三人と集り、

その人数は四千餘人にも達し、その場において、

「貯米と荒方兩様の願可然に相究同二十八日上
弘の日限相定引取候」(天明凶歲日記)

と差出す願いを定め、騒動の予定を定めたのである。この予定通り、二十八日人数二十餘人のものが弘前に押しよせ石渡川をはさんで町奉行と対決したのであるが、^{註11}

「區の内は御答も不申上暮に及候而右貯米並荒方前々の通仰付度旨御代官方へ救度御願申上候得共御取上不被下候此節私共及過命候間何卒右貯米御返被成候様並荒方古来之通平荒に被仰付被下度旨書付を以て申出候」(天明凶歲日記)

と願出を行った。この時、郡奉行館美文内がとりつき、

「季細承知右の事に候何れにも願の趣致沙汰早速可申付間自是直に引取候様被申付」

(天明凶歲日記)

とあるように、ともかく百姓達の願いを受け入れることを約束し、納得させて引き上げさせたのであるが、藩の真意は、別なところにあったのである。

り、

「大勢群集及強訴候終不届至極奉存候右群集相催候者尤別紙之通相届得候間右之者尤早速引上け入牢被仰付御詮議被仰付度奉存候」(津輕藩日記)

とあることから知られるように、百姓を帰した後、強訴は不届との理由から、召捕手町同心拾人で、その首謀者と思われる者

「豊田村理兵衛 沼崎村三四郎

町居田村次右衛門 築田村孫左衛門

夕日岡村太郎七 下相野村力兵衛

下相野村五三郎」(津輕藩日記)

の七人を捕え、入牢させている。

首謀者の逮捕により、指導者を失った百姓は、全く無力であり、どうすることも出来ず、遂に解散せざるをえなくなったのである。

又、願いの貯米とは、

「十一ヶ月以前より凶作等の用意の爲一反歩より米一升宛惣百姓溜米致候右米へ二割か利付にて夫喰糧等の貸付へ相廻し置候」

とあることから、下時に備えて前々より貯めておいた米の争であり、その米の返却を要求した頼みであることがわかる。

今一つは、

「去年より戸萱犬銀納被仰付候延前々之通平范ニ被仰付度」(津軽藩日記)

という頼みであり、戸萱に対する兎税を要求したものであった。

この要求に対し、藩では、凶作時であることを考へ合せ、

「壹升貯米百姓銘尺借入之分ハ以来上納ニ及不申候」(中略)「明年より手教を以夫喰米滞不申村所江代官取立相返候様」(中略)「富末年之所は銀納并戸萱七ニ上納御免被仰付候様」(中略)

と、貯米から百姓達が夫喰米として借入した分は返却無用とし、すでに返却した村へは再び、夫喰米をよえるとしており、荒地についても兎税し、百姓達の願いを大体聞き入れるという意があった

ことは確かである。

しかし、その向に、どんな事状があったのか、史料が無く知ることが出来ないけれども、

「石渡より引取候以後一向有無之御沙汰無之」(下略)「天明凶歳日記」

とあり、藩の意は実現されなかったのであり、結局、農民達は、泣寝入りの状態であり、騒動は失敗に終わってしまったのである。

(3) 鰯ヶ沢騒動

青森騒動の後、浦々で人々が騒々しき様子を呈し、七月廿二日鰯ヶ沢にても騒動が発生した。町奉行并湊目付、御蔵立合よりの申出によると、

「鰯ヶ沢町中此節飯料拵底ニ付御蔵より下町之者尤昨廿二日之夜澤之廣と申所ニ而何連も寄合候而騒動仕無法之趣何等相企候由相向得申候」(津軽藩日記)

とあり、飯米不足の為、騒動に及ばんとしていたのである。鰯ヶ沢は、青森と同様、領の重要港であり、廻米の事もあったので、役人は、この様な雰囲気を探し、

「御沙汰之上防方之族御下ケ可被仰付候」

(津輕藩日記)

と早急に鎮圧の爲に、役人を派遣してくれるようにとの願い出を行っているのである。この下様な状態を解決せんが爲、藩では、

「御米五百俵御拂被仰付」(津輕藩日記)と救米を送り、小売させることにしたのであるが、この小売米も

「相場後相知れ不申候ニ付壹文目ニ付粟米壹升
壹合ニ小売之儀申付候」(津輕藩日記)

とあり、当時、鱒ヶ沢の米相場は混乱していたらしく、五百俵の米を、一々に一升一合の値段で販売しようとした。しかし、これに対して、領民の反対が主じ、米の値下げ、又、その借用を願ひ出した。

「昨夜大勢相集候うえに而壹升五合ニ相願甲申
ニ御座候」(津輕藩日記)

「御米壹升五合ニ被仰付候而茂無之候向當新
穀迄之向石御米借出與候様ニと申儀ニ御座候右
茂無之候而八青森同様之致方之申立申候」(

津輕藩日記)

右の史料により知られる通り、鱒ヶ沢では、すでに青森騒動を知っていたのであり、それを口実に小売米の値下げ、借用という強い要求を出しているのである。これに対して藩では、

「重立候者尤より為補助四合令相増壹升五合ニ
小売候様と申付候」(津輕藩日記)

とあり、値下げをせざるをえなかった。

この様な紛争の最中に、深浦からの廻船が着岸した爲、領民は又々、騒ぎ立て、徒党を組み、彼等の要求を差出すに至ったのである。

今、その要求をみると、

「一、鹽御廻米御差留被仰付之事

一、御廻船方三目付引取之事

一、舞戸村米留引取之事

一、売米壹升五合ニ被仰付度書

一、質取候様仰付度事龍(工藤家記)

の五ヶ条であり、これらの要求が、どの程度聞き入れられたかは判らないが、ただ

「鱒ヶ澤船頭共より決而積入申向數旨百姓共へ

詮文出し申候(工藤家記)

とあるの及であり、ともかく、廻米だけは中止されたと思われる。

今、鱒ヶ沢騒動の要求を青森騒動のそれと比較するに、廻米差留、米留廃止、米値段の争と、五ヶ采三つまでの類似点を発見する。

この事は、青森、鱒ヶ沢の住民が同じ状態から騒動に及んだこと、更に、当時の領内の状況が、等しく苦しいということを示すものである。

(4) 深浦騒動

この騒動は、

「天明三年七月三十日八月二日共於深浦湊町中之者

三百余人徒党いたし向屋三國屋助左衛門秋田屋

惣左衛門等漬家ニ相成候(下略)(註)へ工藤家

記)

とあることから知られるのであるが、三百余人という人数からしても、小規模なものであり、藩では、八月十日までの首謀者と承られる。

「吉屋町善次郎之子判助 影ノ町多七之子次六子之助 影ノ町善蔵 館町太左衛門 町物書

越前屋小兵衛(津軽藩日記)

の六人を召捕え入牢仰付てゐる。

以上、天明の飢饉における農民騒動について述べてきたが、これらの騒動は、全て飢饉の際の食料不足という経済的原因から発生しているのであり、経済的一揆とも云える。

しかし、青森騒動は、その要求するところをみるに必ずしも経済的なものとはばかりは云えないのであり、経済的なものの中に、政治的なものが混在している。

この様な百姓一揆は、封建社会の変化とともに生じる 必然的現象である。

即ち、封建社会の米中心の経済において、これまでは、武士階級が力をもっており、それは、身分階級における武士の位置と一致していたのである。しかし、しだいに貨幣が、経済の中心となり、町人階級が、商業を営むことにより、富を蓄積して、経済的に武士階級を凌駕する者が現れ、経済上の階級と身分上の階級にズレが生じるようになる。この様にして、町人が経済上の主権をにぎると、

米穀中心の武士の生活は、しなやかに圧迫され、果てはぞのしわよせが農民へのしかかってくるのである。

この負担に堪えられなくなった農民が、自己の利益追求の爲にのみあくせくとしている豪家を目前に見て、その不満を爆發させることになるのである。次にその鎮圧において特殊なのは、広須木造の場合である。即ち前述した如く、一廣百姓の要求を認めるが如き様子を示し、百姓達を諍めた後、その首謀者を捕え、百姓達を骨抜きにして鎮圧するという策略を用いていることである。これは、當時の武士層の生活が、農民からの搾取の上に成立しているながらも、彼らを保護するという機能を失い、全く農民の寄生虫的存在でしかありえず、武力をもって正面から抑えつけるという威勢がなかったことを示すものであり、彼等の要求を認めることは、とりもなおさず、自らの経済を弱体化させることであり、それかといつて、有無を云わせず鎮圧する力もないという武士の微妙な状態をあらわしていると思う。

又、本藩の騒動は、比較的過激性がなく、其期間も短いのであるが、これは農民の性格にもよるだろうが、藩体制という固毎の政治が行われ、他回との連絡が少いという当時の政治様式にも関係があり、特に本藩の如き位置にある場合、一揆というものに対する領民の意識が、他からの刺激を受けることが少く、低い程度であつたということが考えられる。それ故に、これらの騒動が、一時的な困窮の解消という意図しかもちえなかつたのではあるまいか。

(三) 飢饉の惨状

飢饉の惨状は、前述の農民騒動にもみられるが、ここでは、農民騒動を除き、領内の百姓の生活状態を具体的に述べてみる。

飢饉の原因として、藩の廻米について述べたが、領内の諸上納を、全て米で納めさせ、又、山本四郎左衛門に米穀を買集めさせ、津出した為、凶作発生とともに領内の米が拂底に及んだことは当然のことである。三年の六月頃より、しだいに領民は食料に不足するようになった。四月一俵三十五

々餘であつた米価は急激に騰貴し、七月には一俵四十二匁五歩となつた。その影響は他の物価の下落となつてあらわれており、

「五十匁の品物は五匁にも成不申扱^サ首^サ三ツ連候家一匁五分に扱乃至澆物才一匁と小家一軒取替候様成不申由田畑家屋敷渡申度と而只五匁にも受取申者無之」(天明凶歳日記)

という有様になつてしまつたのである。これに対し藩では、

「六月中旬より在町共米商売無之初の程は有餘之者へ二十俵三十俵と自分飯料の外一俵値段三十三匁にて其所々へ大別ニ而五合と三合と小売方被仰付候」

「御扱米も一二十俵被差出候」

(以上天明凶歳日記)

とあることから、町の米持より米を出させて、小売させるとともに、若干の扱米も行つたが、この程度^サの救済は、

「二十俵也三十俵の儀中々行届不申御扱米等も少く有之候得共一糶^サ米御郡中に無之御救方も

成不申」(天明凶歳日記)

とあり、領内の渴命者に対しては、何ら救助の効果をあげえなかつたことが判る。

百姓達は糧をもとめて食生活を補う以外、他に手段もなく、「天明凶歳日記」によれば、

「葉、大根、蕪、十タレ落、大豆の葉、藜の節合、ハシカ又カ」

等を求め、命をのたいたのである。

しかるに、この様な状態におかれた農民は、一方に於ては騒動をもつて、又、他方、他領へと離散することにより、その困窮をまぬがれんとしたのである。即ち

「八月上旬金木新田の者秋田へ知るべ有之參候所向方七歩餘の依合に而五七人各身の有付も出来候由風船次第になまり、夫より高蕪小者は言に不及大跡の百姓も田畑家屋敷も打捨親兄弟妻子女引連銘々着替を背負ひ或は老人子供を馬に乗せ一日に五十人三十人、後には二百三百と毎日秋田へ行者引も切らず、凡八月中旬より十一月末迄他國へ行者一万余人」(天明凶歳日記)

とあり、その数の多いことを知る。

彼等は、伊勢参詣などを口実にして、領外へ出んとした所謂「ぬけ参り」であつた。

農民騒動が、積極的な生活維持の運動であり、この逃散は、それに対し消極的なものであるが、生活のゆきずまりを避けようとする人間の本能的な行動であつたと云えよう。

一方領内の惨状をみると

「所沢徒者も多出土蔵文庫押破追剽強盗たえず候……(中略)……在は筑穂村孫三郎、沖合津村源兵衛、吉出村藤作、源四郎、沼鎗村市三郎と申者共へ近郷の者二十人三十人夜盗に押入米藁味噌塩煙草漬物の類奪取申候」(天明凶歳日記)

と、盗賊となつた者が多く、人心は全く乱れてしまつたのである。

このような状態は、しだいに顕著になり、

「出崎村の源次郎と申者の女房十四五歳の男子餓死致候をせ而人に而四日河給申候其後上り人を丸て給申度由願申候由桑田家調繁田辺の下通は死たる人を喰候又漆沢の次助と申者の所に而

子供の泣声致候に付隣家より参り見ければ、また生れたる子供の腹へ喰付居候由此の類も多し」

(天明凶歳日記)

と、まさに親子兄弟の道義もなく、獸同然となり、人倫の道をはずれても、自己の生命を維持せんとするせつばまつた人間の姿をみるとともに、天明の飢饉が如何に悲惨なるものであつたかを思わしめるものがある。

この様な食料の不足からの惨状に加ふるに、疫病の発生があり、

「頃日時疫病流行して弘前函決上在は專に而所々の痛み大方ならず鱒ヶ沢荒町杯五十余人相果候内二十人は餓死致三十餘人時疫にて相果候」(天明凶歳日記)

とあり、疫病による死亡も多かつた事を知る。

又、津輕藩においては、この天明の飢饉の被害、惨状として、他の飢饉と異なるものに、出火が頻発していることである。

南部藩などでは、馬を食物とすることが禁せられていた爲に、飢饉においては、出火の際焼け死ん

だとの理由を捏造する為に、出火が多いと云われ
るが、本藩に於いては、今飢饉において、

「十文目に五升五合の米よりは十文目代馬を調
候得ば米一俵餘の飯料に相成候」

(天明凶歳日記)

とあることから、公然と食用にされていたのであ
り、南部藩の如き事情は存在しないのである。し
かるに出火は十月頃より、毎日毎夜の有様であつ
た。

「此頃町々に放火御座候て一日一夜も安んずし

(天明凶歳日記)

とあることから、出火の殆んどは放火であること
を知るのであり、前述の強盗と同じ意図のもとに
なされ、出火の騒ぎにまぎれて、物を奪わんとし
たものと考えられるのである。この様な惨状の結
果として、「天明凶歳日記」によれば

「餓死老若男女惣高十萬二千餘人と相聞得候在
々死絶明家三萬五千餘軒外ニ三万餘人時疫に而
相果候他國行は八万餘人」

と、まさに元祿の飢饉に劣りぬ有様であつた。し

かるに、この惨状を藩では如何なる策をもつて処
理しようとしたのであろうか。

(四) 藩の対策

天明三年、春より東風が吹き、領内の百穀は、
全部不収、大凶作の様相となり、領民達が騒々し
くなつた。しかるに、藩では、

「執政の人々の内大谷津七郎と云合せ此事を信
寧公へ深く隠し奉りしかハ救民の道塞りて唯帝
の如くにてありけれハ津軽多磨横り出府して公
に逢奉り事の由を言上して救民の道を問かんと
す（註）（老譚）」

とあり、奸臣大谷津七郎の為に、救済が殆んどな
されなかつたのである。当時、大番頭兼御用人を
勤めていた津軽多磨は江戸に出府し、直接公に一
加を申し上り、その後、ようやく藩の救済も積極
的に行われることになつたのである。

その対策としては、農民の救済を第一に考えてい
る。この時代の経済が米中心に営まれていたので
あり、飢饉をのがれる方法としては、他領との物
資交流も少いために、たゞ領内の収穫をあける以外

にながったのである。

農民の救済には、町の米持ち遣から来て出させ、小売したり、多小の私米も行ったが、その効果は皆無と云つて良い程であり、領内の米不足に対し、焼石に水という有様であったことは前述したところであるが、藩の対策としてはこの方法以外に施しえなかつたらしいのである。農耕奨励については、又、多小の処置をとつてゐるが後述する。

この後も、この小売米を続けることによつて農民の食生活を救わんとしている。即ち、

「小売米売方は茲一人に付米三合豆壹合都合四合之売方申付候處弘前表一人に付米貳合糶りに被仰付候間明日自壹人前米貳合大豆壹合都合三合に売方申付候^書し(内山舊記)

「町々米下売之者共一而日売米出し不申旨相向得候左候而者小売之者甚難義可致候間今日自売出候様可被申付候^書し(村井舊記)

など命じ、出来る限り小売を続けるようにとつとめてゐる。

この小売米に最も關係のある領内の米不足は、凶

作とそれ以前の大阪、江戸への廻米の爲、もたらされ、騒動をひきおこした。

領内の食料の保存については、

「下惣而穀物、一、餛飩素麵、一、干肴類

右當年中入役御免

一、酒醬油、一、糶、一、飴 一、狗脊片栗の類迄

右之外にも糧物に可相成成品は穀物同様當年一ヶ

年津出留^書し(内山舊記)

とあり、領内に輸入される食品には、輸入税を免じ、領内からは、穀物は勿論、食用となる物は全て輸出することを禁じ、領内食料の他散することを防いだのである。

又、食料の輸入については、買越米のことがある。

「買越米取組に付長崎三九郎秋田表江羅越候」

「中村左衛門鹿内瀬兵衛秋田買越米取組被仰付

候」(以上 津輕藩日記)

右のような記載により、藩としても、大分力を入れていた事が知られるが、その米は、

「漸人十一月中頃に至り(中頃)中回より

買越米等少々小売出候得共直兵甚高直に而米は

一匁に三合五々大豆六合蕎麥は九合小豆三合致候事、而高無小者は調候事も成兼し。(下略)し

(天明凶歳日記)

「四年三月中旬より上方米へ込藤林源右衛門船宿大坂屋利助船米千俵積参仕切表に而町奉行に御断之上御拂被仰付候し。(中略)一坂田米左内米追々買下船々入津ニ拾俵三拾俵と相拂申候し

(中略)

一同年三月末頃より四月に至り段々船々入込賑々敷相成候し(村井舊記)

と漸次領内へ入つたが、その値俵は、大抵一匁に四合ぐらいの高値であつた爲、買える者が少なくなつたのである。

この様な金銭のゆきすよりは、藩の財政上にも又られ、天明三年の末には、買越米の代金が無くなつてしまつた。

「九月町狂重立之族へ御買米御用金被仰付候得共皆々セリツマリタル事故被仰付候三ヶ一モ上ル物無之し(平山日記)

と、町の金持に頼らざるを尤なくなつてしまつた

のである。更に、十二月

「御領分大凶依ニ付金壹万兩公儀より拜借被仰付候(佐藤家記)

と幕府に對し借金を頼み、これ以後においても多くの御用金を申付けている。

「去る卯年焼残重立家へ御用金被仰付數十二軒……(中略)……三百兩より七十兩迄夫々御答申上

当三月御請相濟右濱口慮太夫様御持参被成三月中夫々上納し(中略)……其節又又慮太夫御用金被仰付人別御持参にて青森重立の者より高三千兩程の御用金被仰付候へとも漸々千二百兩餘上納いたし……(下略)し(天明凶荒録)

「四月七日西館織部様御屋敷にて被仰付候用金八千兩也(天明凶荒録)

とあり、度々に至つては、いかに金持と云つても、飢饉時でもあり、相当の負担となつていたのである

うし、藩の要求額に応じえなくなつてくるのである。

これは一種の義損金と考えられるものであつたが、この様に町の富貴家に頼らなければならなくなつ

た藩政の窮乏は、飢饉の大きさもさりながら、当時の社会経済状態を示すものであると思う。次に他領に離散した者に対する処置をみるに、前述したとおり、逃散者は非常に多く、

「初ハ三御岡所御差留被仰付得共日々五百人三百人の儀御政道にも難及後は御構乏く人馬共に勝手に罷出候」(天明凶歳日記)

とあり、藩では一時何の処置も構じえなくなり、勝手に見逃して、た様な有様であつたが、その後、再び商所にて差留め、

「御国民の事御捨不被成旨にて漸々相宥め弘前へ引戻し和徳表にて町人山本四郎左衛門へ被仰付早速炊出し粥被下置候」(工藤家記)

と、百姓達を説得し、弘前へつれ帰り、炊出などを行つたのである。この逃散者の救済の爲に、

「和徳町端の小屋五間に二十間ツ、二棟取建炊出粥下候」(工藤家記)

と救済小屋を建て、收容した。

しかしながら、藩としては、この処置によつて他散せんとする農民は留められたが、飢饉を解決せん

が爲には耕作の道しがなく、農民の労働力を土地と結びつけなければならなかつたのであり、それ故

「此小屋へ入候もの二千七百三拾五人右之分豊人ニ付玄米壹升錢壹文目ツ、被下^{六十}各居村へ飯り候様被仰付候」(佐藤家記)

と、多少の手当を与えて帰村せしめる処置にでているが、この外、

「天明三年十月五日御徒自付成田形右衛門工藤官蔵江戸より以東道中に罷在候御国離散の百姓共四百五拾余人召連罷下候」(工藤家記)

とあるように、他領にある散民をつれ帰り、この者にも、米、錢の手当を与えて帰村せしめているのである。

この処置には、藩の農耕を行わせんとする意図が含まれているのであるが、次にその耕作に對してはどんな処置をとつたのであるかをみる必要がある。

農民の生活が困窮していたことは、前述したが、その爲に、農民は鋤鉞などの農具を入負し、耕作

に差支之が生じていた。

「弘前並九浦在方共都而農具之分當月迄ニ而貳拾ヶ月自内之賃札分村役共受合之上受返し被仰付候尤右代錢之義は元利當秋に至リ村役共に而取立願座共江返済致候様申付候註（村井藩記）とあることから、藩では、二十ヶ月以内に入賃した農具については、その代金を秋の收穫の後返却することをもって、村役人受合の上返却する様命じていることがわかる。

更に、百姓達が出来果てている為、代官ばかりでは、農事に差支之が生じることもあろうかと考え、「此度在々重立之族本役十四人手伝役十四人耕依取扱方被仰付尤是迄帶刀無之面々此度不殘帶刀御免被仰付候隨而御買越米過分御金払當時御手番も不被為合候に付右本役十四人の金子千四百両手伝役十四人へ金六百兩都合二千兩御用立被仰付候註（天明凶歲日記）

と、御用金と引替、帶刀を許可し、耕作につき、代官を助けん者を命じている。

この様に、道具、監督者を増すとともに、

「村々へ田畑仕付候者斗蕎麥稗秋田米赤米五千俵夫喰米に被戎御濃候註（工藤家記）と大食米を貸与した。

これに依り、百姓達は耕作にとりかかり、田植えをしたが、

「田方御國種は当月廿日頃迄カカミ候得共秋田種は出蒔不申候註（中略）……残暑日数多く有之候故半依にも成候へとも註（下略）」

（天明凶歲日記）

という状態であった。その上、八月朔日より大風が吹き、

「出来嶋杯粟大豆は云に不及岡依不殘溢れ稲も御國種はみて際より残され秋田種は最中花の時分に而不殘吹散一粒の総無之註（天明凶歲日記）という事態になり、かくして、この年の損もも十九万八千六百八十九石註という結果に終わったのである。

しかるに藩では、天明三年には

「嘗作年貢御免之段江戸表ヨリ申來候由被仰付御座候註（平山日記）

とナリ、年貢の取立を行わなかつたが、當年は、その作物が悪かつたにもかかわらずに、

「田方稲草並稗植付候分は御收納御取立の申外大豆蕎麥等付候分は御收納に不及由御座候」

「夏に拝借夫食の大豆一升は米に而一升麥一升は米に而六合稗一升は米に而三合五勺上納被仰付候」(以上天明凶歳日記)

右の史料により、稲、稗を植えた者からは年貢を取立てんとし、更に夫喰米を返還せんとしたのである。しかし、百姓の生活は、

「五反三反と作候者は雀と同様青稻より喰立候而今は一合一勺の上納方手段無之候」

(天明凶歳日記)

という有様であり、藩の要求には応じえなかつたのである。

藩による科依に對しての処置は、收獲、更に藩庫への收納を期待して行われたものであつたが、事は藩の要求通りにすすまず、結果的には、分之一的に百姓達を苦しめることになり、失敗に終つたこと云えよう。

次に藩士に對しては、戦政の窮乏を補ふとした策が実施されてゐる。即ち

「御家中之面々知行御切米御扶持方共御引上一統有人數へ四合扶持渡方被仰付候外二月々錢百七拾目被下候」(工藤家記)

と藩士の知行渡方を改正し、家中一統四合扶持、錢百七十目与えることに定め藩士の知行を減少することによつて、藩庫を節約せんとしたのである。

更に天明四年、津輕信明公が家督を相続した後、

「江戸表御住居殊之外御省略にて朝夕之御膳部ハ勿論平日不殘御綿服被遊」(下略)^{註33}

(佐藤家記)

と、自らの生活において、貧素儉約を守るとともに、家臣一同に訓諭をし、

「戒奢院殿之御代迄ハ大ケ敷事とも有之候ても當時極之事ハ無之候向」(下略)^{註34}

(津輕日記)

と現代の時勢が容易ならぬ困難を生じていることを説き、この時勢にあたつては、

「役人諸士迄も一統心を合せ爲に相成候義一同

に心懸々出精可申候註37（津軽日記）

と家中全員の一致協力の必要を力説し、その為には、

「假令無益成事有之候ても不苦候向直に申御候

役助之外家中江戸回元ともに目見以下の者迄も

一統存寄次第言上書差出候様；（下略）註38

（津軽日記）

「江戸御玄向臈へ目安箱御出し被仰出何義にて

も無伏蔵申出候様被成御臨候註39（佐藤家記）

とあり、出来るだけ、皆の意見をとりあけるべく

協力している。この様な剛期的な処置は

「惣而下之情上へ不通候ては回家之難治事ハ古

今歴然之処に候註40（津軽日記）

との公の觀察に出たものである。

最後に、対策と関連して、飢饉後の復興対策にの

いてみると、この飢饉の為に死亡した者の供養を

行うとともに、

「村々にて代官手代庄屋之改道邪正を申度者ハ

詳に申候様願筋等有之候者ハ勝手次第申候様；

（下略）註41（佐藤家記）

「八十餘軒日用必至と難進之旨高究之分のミ別
段申當被下候註42（佐藤家記）

との史料からわかるように、領民の不満をなくし、その生活を安定させんとしている。

又、農耕については、

「去々年大凶作ニ付施行小屋にて御養之者共壹

人ニ付米三升錢五文目ツ、被下各在所へ御返被

仰付候註43（工藤家記）

「弘前格町施行小屋に罷在候非人三百余人有之

候玄不殘其在所々々へ相送し其中孤独者拾三人

には米壹斗五升錢五文目ツ、被下耕作方被仰付

候註44（工藤家記）

と飢饉によって生じた非人達には、手当を与え、

帰村せしめることにより、荒れた田畑を耕作させ

んとし、農事に先立ち、

「當耕耘仕込世話方凡テ在方七十六人市井ヨリ

八五十人余；（下略）註45（佐藤家記）

を申付け、更に

「當年之也ハ上下共ニ大切之御場合ニ候向；（

中略）；當作仕付向可成尤情入去年仕付候田畑

其荒地出来不致候様專一ニ可懸心候業

(要記秘鑑)

と荒田、荒畑の兩発とともに、農事には念を入れ
るべきことを申付けている。

「廢田取立之儀茂御國益之筋御奉行同様ニ被恩
召候ニ付……(中略)……御給祿之高ト応じ地面割

渡在宅被仰付候向勝手次第可被申出候註46

(要記秘鑑)

とある様に、藩士の土着することを許している。

この時は、藩士よりの要望に依じる程度のもので

あり、扶持、手当錢などを与えていたが、これは

寛政年間における藩士土着奨励の端緒をなすもの

であつた。

以上、天明の飢饉に対する藩の対策を述べてきた。農民の救済と藩の財政の窮乏という互に相入
れざる向題をかかえ、更に、経済の発達とともに、
町人が抬頭し、その反面、武士の生活は、しだいに
困窮してゆくことになった。この社会経済の
状態により、藩の救済策の背後には豪家の大きな
援助が必要であつたのである。

註1 ウトウセ八巻着倉祿八氏

「淨軽藩における凶作と百姓一撻について」

註2, 3, 4, 5, 6 青森県史 巻2

註7 多野志草

註8, 9 青森県史 巻2

註10 同書

「召とられ候人数四十人一々御奉行所へ引

寄……」

註11 天明凶歳日記

註12, 13, 14, 15 青森県史 巻2

註16 天明凶荒録

註17 青森県史 巻2

註18, 19, 20, 21 青森市沿革史

註22, 23, 24, 25, 26, 27 青森県史 巻2

註28 青森市沿革史

註29 青森県史 巻2

註30 東北古今飢饉誌

註31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46

青森県史 巻2

三まじめ

本藩における飢饉は、その地理的条件により、夏期の「東風」があり、この風によつてもたらされる風雨、冷気の爲、霜凍ことごとく繰り返れ、凶作となり、領内の食料不足となつて発生したものであり、更に、天明の領米の津出という附随的な原因があり、その被害が甚大なものになつてゐる。領内の食料不足は、米価をはじめとして食料品全ての値段の騰貴となつて現われた。

当時の農民の生活は、土地に縛りのけられ、城下に居住する消費者たる武士階級にその生産物を採取され、彼等自身は、人間としての最低限の生活水準を、過重な労働によつてかろ、うじて維持してゐた。

この様な不安定な生活にあつては、飢饉をでかえることは、直ちに生命の危機にさらされることであり、多数の餓死者が生じたのである。更にマ、商業経済の発展ということも考えられねばなるまい、藩内での農業生産を中心に、自給自足すると

いう自然経済の管まれていた封建社会においても、徳川一族により、完全なる中央集権が達成され、天下が平和になれば、商業の発達をみるのは当然であり、時代とともに、生産の増加、多様化により余剰生産物、城下における武士の消費生活の維持などから、しだいに商業が発達し、商業経済の農業への侵入が行われるに至り、封建社会の米すかいの経済との間に矛盾を生じるのである。

即ち、支配者においては、賦政の困窮による農民の誅求、経済上の豪商への依存となり、被支配層にあつては、支配層の搾取に対する反抗となつて現われてくるのである。

本藩において、前者は豪商への御用金、後者は農民の佃散、騒動であると云々よう。

これらの状況については、本書に述べたが、日常のせりせりの生活を維持することが精一杯であつた農民は、飢饉時においては、その生命を維持することさえ困難となり、それを救済すべき藩当局においても、賦政が、ゆきすまりを生じるに至つては、いかに移転が禁じられていようとも、他領

への離散は、止むに止まれぬ人向の本能的な行動であつたのである。本藩のこの離散は、領主に對する反抗という意図は薄く、組織的なものでもなかつたが、封建經濟の基底たる農村の労働力の減少は、相當の痛手であつたらしく、藩がその農村に努力している。

マ、農民騒動については、飢饉による領内の米不足の爲、自分達の生活がおびやがされ、生命の危険を感じている時、年末の蓄積の上に、更に害を積もうとする富豪者を目前にし、農民の不満は、爲政者に対して爆發するに至るのである。

しかしながら、この騒動は、社会改造、政治的身分の解放を求めたものではなく、唯、現状の苦しい生活をのがれんとして、自己の生存権を主張するといふ經濟的生活の向上をめざしたものにすぎず、その基盤としての封建社会の存在を肯定しているような性格をもつたものであつた。

次に、その救済対策については、藩の対策の多くが、その場合かぎりの、一時的な急をのがれんとする応急策であつたと云へよう。

飢饉の本質的、根本的な原因に對処することなしに、派生的な被害を補うことのみに専念し、最も重要な、根本的原因は自然の解決にまかせる態度をとつていたのである。

勿論、封鎖的な封建社会においては、救済対策も、自藩のみで行わざるをえなかつたのであり、その爲、飢饉から立ちなおる策として、領内の農耕を正常化し、平年通りの收穫をあげる以外になく、藩としても、農民の救済に留意していることは各時代に共通しているのである。

しかしながら、農民救済の爲には、藩政が充實していなければならず、賦政の充實の爲には、農民から採取しなければならぬという矛盾が生じ、藩の対策は、一方において農民救済を心がけながらも他方年貢取立、夫喰米の返却に及られるように農民の、採取をも心がけるといふ一貫性のないものとなり不徹底に終つていたのである。

この藩政の補填については、家中の經費節約策の外に、御用金調達等の形で豪商への依存があらわれていた。

償返しへ入債した農具を返させる）などの策により、当時の経済の基礎たる農民を、商業資本家の手より守ろうとする策も実施してはいるが、藩政の豪商への依存、更に、前述の農民の離散、騒動の手を考え合せると、商業経済の発達が、貨幣の使用により、米遣いの封建的経済機構の内に、矛盾を生ぜしめ、一方における商人の抬頭、他方における武士の生活の困窮、武士の掠取に反抗する農民の騒動、離散をもたらしたという社会経済上の時勢の流れは否定出来ないものとして、飢饉時において明瞭に現れているのである。

参考文献

- 青森県郷土誌料集(一)
- 陸奥史談五、八巻
- うとう 第八、九、十四巻
- 東北古今飢饉誌
- 青森県農地改革史
- 東北産業経済史第五巻
- 地方史研究心携 地方史研究協議会
- 農村社会史論考 小野 武夫

- 百姓一揆史談 震正 巖
- 日本経済史—徳川時代— 野村 兼太郎
- 日本社会経済史研究 本庄保治郎
- 藩封建社会の史的今林 土屋 喬雄
- 日本経済史 土屋 喬雄
- 日本経済史概説 中村 吉治
- 日本資本主義前史 森 喜一
- 封建制崩壊過程の研究—